



# 大竹警察署 交通課だより -11月号-



◎交通事故発生状況



令和6年10月31日現在

県内	区分	令和6年	令和5年	前年同期比	
				増減数	増減率
	発生件数	3,604 件	3,825 件	-221件	-5.8%
	死者数	57 人	65 人	-8人	-12.3%
	負傷者数	4,293 人	4,537 人	-244人	-5.4%

大竹署管内	区分	令和6年	令和5年	前年同期比	
				増減数	増減率
	発生件数	22 件	24 件	-2件	-8.3%
	死者数	2 人	0 人	+2人	-
	負傷者数	23 人	30 人	-7人	-23.3%

**飲酒運転は絶対にダメ！！**  
 広島県内の飲酒運転事故が増加しています。

**飲酒運転は大切な人の命を奪う重大な犯罪です！！**  
 飲酒運転は、運転した本人だけでなく、運転者にお酒や車を提供した人、飲酒運転車両に同乗した人も同様に厳しく罰せられます。  
 一人一人が「飲酒運転を絶対にしない、させない」という意思を持って、みんなで飲酒運転を根絶しましょう。

**自転車の酒気帯び運転も罰則の対象！～令和6年11月1日施行～**

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

- 【違反者】 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 【自転車の提供者】 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 【酒類の提供者・同乗者】 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

交通安全年間スローガン「今日もまた あなたの無事故 待つ家族」